

音声付順番案内システム賃貸借に係る仕様書

1 品名：音声付順番案内システム

発券機 2ボタン式 1台

表示機 両面表示（裏面2表示） 1台

操作器 1台

2 規格・仕様：音声付順番案内システム 一式

（内訳）

発券機：W270mm×D400mm×H280mm 以下であること。

表示機：W400mm×D65mm×H170mm以下であること。

（前面窓口番号表示部 LED1.8 インチ、受付番号表示部 LED4 インチ、裏面表示部 LED1.8 インチ以上であること）

操作器：W90mm×D160mm×H60mm 以下であること。

・発券機

- 発券機は、最大8業務まで拡張できること。
- 発券スピードは、2秒以内であること。
- 発券カードには、日付・時間・メッセージが印字できること。
- 日付管理は自動更新で閏年補正機能付であること。
- 発券種類として1枚発券、2枚発券、バーコード発券が選択できること。
- QRコードの印刷も可能であること。
- スタート番号、折り返し番号が設定できること。
- 番号カードのスタート番号は、日付更新を目途に自動的に初期化されること。
- 最大4台まで連動できること。
- 1日、1週間、1ヶ月間のデータ集計出力が可能であること。
- アナウンス内容は、100通り以上の選択ができること。
- 1日の集計データは1週間保持できること(2000件以内)
- 発券機には、待ち人数・目安待ち時間・呼出し番号が表示できること。
- 発券機は1枚発券、2枚発券が選択可能なこと。
- 待ち人数表示について、ユニバーサルデザインを考慮し、白色LEDを採用していること。

・表示器

- 3桁の受付番号及び2桁の窓口番号を同時に表示することが可能なものであること。
- 番号表示について、色盲の方にも数字が見えるようにユニバーサルデザインを考慮し、白色LEDを採用していること。
- 裏面表示は2面表示ができ、待ち時間・待ち人数が表示できること。
- 1～99までの任意の窓口番号が設定可能であること。
- 番号表示と音声呼出が同時に行えること。
- 裏面表示は、1～999までの待ち人数が表示できること。
- 設定した待ち人数、待ち時間の基準値を超えた場合に裏面表示が点滅する機能を有すること。

- 表示部の液晶画面は、窓口番号 1.8 インチ以上 2 桁、表示番号 4 インチ以上 3 桁、裏面表示部 LED 1.8 インチ以上であること。

・操作器

- 番号表示及び音声によるお客様の呼び出しが、ワンタッチで自動的に行えること。
- お客様を再度呼び出すスイッチを有していること。
- 液晶表示部分に呼出番号、待ち人数、次の呼び出し番号が表示できること。
- 発券済の任意の番号を呼び出すために、テンキー入力ができること。
- お客様が不在の場合、その番号を保留する機能を有すること。
- 正確なデータが取れるよう、処理終了を確定する機能を有すること。
- 担当業務以外の業務を応援出来るよう、業務の変更が行えること。
- 指定した操作器により、各窓口への業務切替を指示する機能を有すること。
- 専用ロール紙の補給を告知する機能を有すること。
- 障害発生時に職員に周知する機能を有すること。

3 設置場所

和歌山市役所本庁舎 2 階納税課窓口

4 保守について

システムが常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うこと。

保守に要する費用は、賃貸借料に含まれること。

5 その他

- (1) その他必要ケーブル・金具等を全て用意すること。
- (2) 機器の搬入及び設置を行うこと。
- (3) 本システムの適切な操作方法を指導すること。
- (4) 現在使用中のボイスコールの撤去及び既存の消耗品を使用すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項等については、和歌山市と協議して対処すること。

6 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

7 担当課 和歌山市 財政局 税務部 納税課

電話 073-435-1038

賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と
（以下「丙」という。）は、音声付順番案内システム（以下「物件」という。）
の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、物件を乙の責任において丙から賃借し、丙はこれを賃貸するものとする。

2 乙及び丙は、甲に物件の適切な操作方法を指導するものとする。

（対象物件の機種等）

第2条 対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

- （1）対象物件 ボイスコール発券機 2ボタン式 1台
ボイスコール表示機 両面表示（裏面2表示） 1台
ボイスコール操作器 1台
その他必要なケーブル、金具等

（2）設置場所 和歌山市役所財政局税務部納税課

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は、1か月 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（賃貸借料の請求）

第5条 賃貸借料の支払は、1か月ごととし、丙は甲に対し当該月の翌月に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求書を受けた日から30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければならない。

2 丙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 丙は、物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙は、甲の故意又は重大な過失により物件を損傷したときに限り、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（通知義務）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙及び丙に通知し、その承諾を得なければならない。

（1）第2条第2号の設置場所を変更するとき。

（2）物件の一部の取替え若しくは改造又は物件にほかの機械器具を取り付けるとき。

(物件の保守)

第9条 乙は、物件が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うものとする。

2 前項の保守に要する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 甲は、第1項の保守を行わせるため、乙が派遣する技術員（以下「技術員」という。）を第2条の設置場所に立ち入らせるものとする。この場合、技術員は、甲に対し身分証明書を提示しなければならないものとする。

(料金の改定)

第10条 甲又は丙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲及び丙の協議により賃貸借料を改定することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙若しくは丙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙又は丙が負担する。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和9年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲乙丙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙丙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は丙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙若しくは丙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙若しくは丙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙又は丙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙又は丙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- (談合等不正行為に係る甲の解除)

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(物件の返還)

第14条 甲は、この契約が満了したときは、物件を速やかに丙に返還しなければならない。返却に必要な費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

2 甲は、物件を紛失、破損、その他の理由により丙に返還できないときは、丙に対して実損失金を支払うものとする。

(機密の保持)

第15条 乙及び丙は、契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(保険)

第16条 丙は、その費用でこの契約の履行に際し必要な保険を付保しなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し、甲と乙又は丙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

丙